

# 徳島県浄化槽の設置及び維持管理要領

(傍線の部分は改正部分)

## (目的)

第1条 この要領は、徳島県浄化槽取扱要綱第5条の規定により、浄化槽の設置及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。ただし、地下浸透方式による場合は、この要領に定めるもののほか、別途定める「放流先がない場合の浄化槽放流水の地下浸透方式による処理に係る指針（ガイドライン）」（以下、「ガイドライン」という。）によるものとする。

## (設置基数)

第2条 浄化槽の設置基数は、同一敷地内においては原則として一基とする。ただし、敷地の形状及び増築等により、技術上施工が困難であるときはこの限りでない。

## (放流水質の基準)

第3条 浄化槽放流水の水質は、次表の基準によらなければならない。ただし、他法等の規定により基準を上乗せしている場合はこれによるものとする。

(建築基準法施行令第32条、建築基準法施行細則(徳島県規則)第7条の3、徳島市建築基準法施行細則第7条の3)

浄化槽を設ける区域	処理対象人員	生物化学的酸素要求量除去率	放流水の生物化学的酸素要求量
特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域 (徳島県全域)	50人以下	65%以上	90 mg / l 以下
	51人以上500人以下	70%以上	60 mg / l 以下
	501人以上	85%以上	30 mg / l 以下

2 平成18年2月1日以降に設置された浄化槽放流水の水質は、次表の基準によらなければならない。

(環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2)

生物化学的酸素要求量除去率	放流水の生物化学的酸素要求量
90%以上	20 mg / l 以下

## (設置場所の基準)

第4条 浄化槽設置者は、次に掲げる事項に留意し、正常な機能が確保される場所に浄化槽を設置するものとする。

- イ 処理方式及び規模に応じた十分な敷地があること。
- ロ 雨水等による冠水の恐れのない場所であること
- ハ 保守点検、清掃及び法定検査の実施に支障のない場所であって、洗浄水が十分確保できる場所であること。
- ニ 飲用水の取水に影響を与えない場所であること（ただし、地下浸透方式による場合はガイドラインによる。）。
- ホ 配管の勾配が十分にとれ、かつ、配管の屈曲ができる限り少ない場所であること。
- ヘ モーターによる騒音、排気による臭気等で近隣に迷惑を及ぼさない場所であること。
- ト 放流先の水位を勘案し、浄化槽内への逆流が生じない場所であること。

### (設置施工の基準)

第5条 浄化槽設置者は、次に掲げる事項に留意し、維持管理が適正に行えるように設置するものとする。

イ マンホールカバーによるマンホールのかさあげは30cmを限度とし、浄化槽内の点検及び管理の作業が容易に行えるようにすること。やむをえず深埋めとする場合は、浄化槽上部をピット構造等にすると十分な空間を設けること。

ロ 浄化槽の付近に、管理用の給水栓・電源用コンセントを設けること。

ハ レストランの厨房施設等、油分の多い排水を処理する合併処理浄化槽にあつては、浄化槽の流入側に適当な容量の油脂を分離できる装置を設置すること。

ニ 流入・放流ポンプ(中継ポンプを含む。)及び流量調整ポンプについては設備ごとに、適正に稼働する同一能力のポンプを2台以上設置すること。

### (放流先の基準)

第6条 浄化槽設置者は、浄化槽放流水の放流先について、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 終末放流に適する下水溝、排水路、河川等があること。ただし、適する放流先を確保することが著しく困難で、かつ、浄化槽放流水の地下浸透方式による処理を行うことで、し尿及び生活雑排水の適正な処理が図られ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すると各総合県民局長又は東部保健福祉局長が認める場合であつて、ガイドラインに適合するものはこの限りではない。

(2) 放流先に所有者、管理者等がある場合は、十分協議を行うこと。

### (施工確認)

第7条 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を完了したときは、当該浄化槽工事の技術上の基準(昭和60年厚生省令・建設省令第1号)に適合しているか否かについて確認しなければならない。ただし、地下浸透方式による場合の土壤浸透装置の構造についてはガイドラインによるものとする。

### (保守点検)

第8条 浄化槽の保守点検は、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。)第2条に基づいて、次のとおり実施するものとする。

(1) 別表1左欄の項目について、各々右欄に掲げる基準によること。

(2) 環境省令第2条第7号及び第8号に規定する適正な溶存酸素量は、別表2を目安とすること。

(3) 環境省令第5条第2項に規定する保守点検の記録は、徳島県浄化槽事務取扱要領第7条第2項に規定する様式19-1又は様式19-2により行うこと。

### (清掃)

第9条 浄化槽の清掃は、環境省令第3条の規定に基づいて、次のとおり実施するものとする。

(1) 浄化槽の清掃は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により、毎年1回(全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6月に1回以上)行うこととし、通常実施される年1回の清掃以外に必要な汚泥の引き抜きや清掃時期の判定は、別表3により、委託を受けた保守点検業者と清掃業者が緊密に連携しながら、適切な時期に行うものとする。

(2) 環境省令第5条第2項に規定する清掃の記録は、徳島県浄化槽事務取扱要領第7条第2項に規定する様式20-1又は様式20-2により行うこと。

#### (法定検査)

**第10条** 浄化槽の法定検査は、浄化槽法第57条第1項の規定に基づき、知事が指定した検査機関が、徳島県浄化槽法定検査実施要領に基づいて実施するものとする。

#### (地下浸透方式による維持管理)

**第11条** 浄化槽放流水を地下浸透させることにより処理する浄化槽管理者は、その機能が十分に発揮されるよう、次に掲げる維持管理に係る事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽及び地下浸透に係る装置、設備等についての日常的な使用方法を十分理解し、適正に使用すること。
- (2) 土壌浸透装置の目詰まり等により浸透能力が低下した場合又は浄化槽の放流水が地表等に浸出した場合は、土壌浸透装置の清掃、砂利、砂等の交換その他必要な措置を講じること。

#### (管理の委託)

**第12条** 浄化槽管理者は、原則として、浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業者に、清掃を浄化槽清掃業者に委託して行うものとする。

#### (委託契約の締結)

**第13条** 前条の規定による管理の委託については、書面によるものとする。この場合において、新たに50人槽以下の浄化槽を設置しようとするときは、徳島県浄化槽事務取扱要領第2条第4項に規定する様式18-1又は様式18-2による浄化槽維持管理標準契約書によらなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 協議会等で定める維持管理一括契約を締結したとき
- (2) 条例等で定めるところにより、維持管理の契約を締結したとき
- (3) 浄化槽市町村設置整備推進事業等により市町村が管理主体となっているとき
- (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）による維持管理等について委託しているとき

#### (業者の義務)

**第14条** 浄化槽工事業者は、浄化槽の設置工事にあたり、適正な施工を行うとともに、浄化槽管理者に対し、当該浄化槽の使用方法や法律上定められている維持管理について適切な説明を行い、設置した浄化槽の所期の性能が十分発揮できるよう努めるものとする。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた場合においては、浄化槽管理者に対して法律上定められている維持管理について、適切な説明を行うとともに、当該浄化槽につき、法第7条、第11条に規定する水質に関する検査及び法第10条に規定する清掃について、実施させるよう努めるものとする。

3 浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者及び浄化槽工事業者は、維持管理に携わる浄化槽管理士及び浄化槽清掃実務者、設置に携わる浄化槽設備士に、技術の向上に係る講習会等を積極的に受講させるよう努めなければならない。

4 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者は、浄化槽台帳システムの正確な記録を確保するため、原則として、台帳システムのデータ形式により、維持管理の実施状況に関する情報を提供するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年11月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年1月1日から施行する。